

平成29年月10月16日  
30年中間貯蔵施設地権者会  
会長 門馬 幸治

「平成29年度事業計画④・⑤」に基づく活動として、用地補償「土地の再評価並びに地上権設定補償の事実の確認」を7月から9月にかけて環境省との協議・交渉を下記の通り実施いたしました。また、9月22日日本弁護士連合会「勉強会」において当会の活動内容を報告し、支援をお願いいたしました。活動をする中「地上権設定契約書」の当会申し入れ事項、約30項目に対する修正・合意につきましては、会員の皆さま始め、多くの皆さまから「評価・労い」を頂き、感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

## 1. 【環境省との協議・交渉内容等】

環境省は「土地の再評価」について、当会との合意事項に基づき当初の価格評価時点（2014年9月1日）から3年目となる本年9月1日時点での再評価（環境省が不動産鑑定士などからの鑑定評価により再評価の可能性）の手続きを進めております。今後「再評価による価格提示」後、**再交渉がスタート**します。

当会は従来からの常磐自動車道の売買取引事例の採用と合わせて双葉郡の復興事業に伴う土地売買の取引事例の採用も強く申し入れております。なお、環境省の再評価は「補償基準の実施ルール」に基づき、今後も定期的（3年毎）に事業完了時点迄継続して行っていくこととなります。

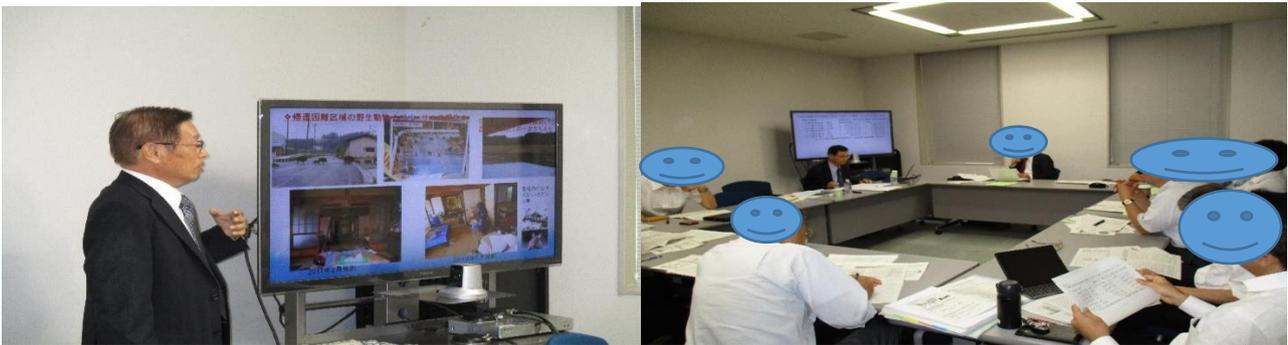
地上権設定価格は「環境省の主張が明らかに間違い」であり、早々の修正を強く求めました。その根幹とは環境省の主張8月31日の交渉時「口頭」、9月6日付け「文書」で、従来「公共用地の損失補償基準第24条（土地の使用に係る補償）」は短期のみであり長期はないとの論破を、今回初めて「長期もあると間違いを認め」修正に応じました。中間貯蔵施設は「土地の地表を使用する」事業で、同条を使用することは当然なことですが、環境省は鉄塔・送電線の空間や地下鉄の地下使用だけを規定している同基準第25条を無理やりに使用し、同基準第24条（同細則11）に基づき算定した補償額と比較して低い補償額を主張しています。このように環境省の主張は当初から間違った考え方で補償額を算定しています。このように矛盾点が何点も出てきています。今後も引き続き同補償基準に則り、越前谷元紀顧問弁護士、高橋不動産鑑定士始め各専門家の先生方のご指導を仰ぎながら環境省との協議・交渉を行ってまいります。なお「**地上権設定補償**」の具体的な協議・交渉内容については別添「福島県中間貯蔵施設の地上権設定補償の争点について」をご覧くださいませようお願いいたします。同別紙は、各行政機関を始め各専門家の先生方やマスコミにも報告し、環境省の誤った主張の早期修正を求めてまいりたいと考えております。

引き続き、環境省による土地の再評価並びに地上権設定補償における取組・交渉状

況について会報等で適時お知らせさせていただきます。

## 2. 【日本弁護士連合会での報告支援活動について】

9月22日(金)東京都千代田区霞が関、日本弁護士連合会(弁護士会館内)の公害対策・環境保全委員会廃棄物部会「勉強会」に、門馬会長・門馬事務局長が講師として招かれました。門馬会長から当会の活動報告を中心に報告し、門馬事務局長から中間貯蔵施設と交渉の問題点について報告をさせていただきました。報告後は各委員からの質疑応答が90分でも足りず、昼食を取りながら約60分熱をおびて行うこととなりました。今後も継続して日本弁護士連合会からご指導・支援を頂けるようお願いしたところ、委員の先生方からも当会へ協力の依頼を受け、友好的に閉会いたしました。



〈日本弁護士連合会で会長・事務局長報告の様子・左側が門馬会長、右側が門馬事務局長〉  
\*7月環境省と合意事項「環境省の定期的な説明会」開催日・内容は、現在協議中です。  
決定後ご案内をさせていただきますので、ご出席の程よろしくお願い申し上げます。

添付書類 (1)9月1日・福島民報記事、9月7日・福島民友記事

(2)「地上権設定補償価格」の争点について

(作成者・問い合わせ先:30年中間貯蔵施設地権者会 事務局長 門馬好春)

PC メール [mommayoshiharu@gmail.com](mailto:mommayoshiharu@gmail.com)

携帯アドレス [mommayoshiharu@ezweb.ne.jp](mailto:mommayoshiharu@ezweb.ne.jp)

携帯電話 090-3533-5515

※問い合わせは氏名を記載の上、メールでお願いします。